佛蘭西國條約並稅則

全

佛蘭西國像約并稅則

佛蘭西皇帝ト日本大君トノ間ニ伝国ノ人民
交易ト通シモ交際ノ永ク
無窮ナル交易ト條約ヲ定メンコトヲ欲シテ佛蘭西皇帝ヨ
リハ全権ノ使節シュワシハベルテイステルイユゴロノ方ヲ
モシ日本大君モ其事ヲ承諾シ井奈川ニ於テ
井上信濃守岩瀬肥後守ノ両議訂定ノ後ヲ
双方委任ノ書ヲ照並シテ左ノ條約ヲ定ムルコト

第一條

佛蘭西國と日本國とは互に親睦すべし

佛蘭西國の人民日本小居留地に住居する人々と日本に於て

勝手小取扱小差支小無之候又は日本の人民佛蘭西國小居留地に住居する人々と

佛蘭西國に於て勝手小取扱小差支小無之候

第二條

佛蘭西國より日本江差越候軍艦

の開きたる後
と英領香港、佛蘭西のコンシュルヌ又は代りの者
コンシュルゼラールは日本に在留する仏蘭西の人民
ゐる事
日本國の部門を施行する免許
日本國より發行する仏蘭西の港へ入る船舶と要
要する役人とパルイス（巴里）に於ける仏蘭西
事に關する役人及び商

第三條

大阪税關の設置を終業免許の港及び出港手續を要せざる港の部内を旅行する外國人

紀元二千五百八十九年八月十日

小終業免許人交易の為め開くべし

新潟港を開くこと難き事情あるときは日本西の方必ず別に一ツの港等を許すべし

紀元二千六百六十年一月一日

開くべき港名

兵庫港並に付属の小村

より元本一ヶ月の後より一ヶ
月毎に金八百六十三年 開く原
開きたる港を以業免人小
の地を一ヶ所かして便を出し
建る事許可 地と叫り但定金庫と
書の場所を許すことも是を建て要
為仲蘭西人永を建又ハ蘭人永を建度節ハ其時々
時々見改むへし

仏業両人住宅倉庫ト共ニ建ル地ヲ日本役人ト仏蘭西
コンシユルトヲ立会ノ上実地ヲ検シ
落人ノ宅地ヲ日本役人ト仏業両コンシユルトヲ立会ノ上実地ヲ検シ
上実地ヲ検シ
若誤実ヲ以テ仏業両コンシユルヨリ日本政府
ト一年小屋
仏蘭西人居留ノ場所ヘ垣塀等ヲ囲ヒ設ケ出入

自東小
佛業西
神泉門
右十里
箱鉾
東寺

佛業務所ハ
と大抜よの間少く
抜はのあ入る門ろ 墨数も汲取
種改うり
長濱町の周圍小ひろ市料取と限
新深又ハ代る港松歩の
業務所の三ストルとお鉄の上定む
呉高麦人と教を間ふのみ
公業務人 一ヶ八百六十二年
一月一日

只當事人を救ふて同ふの外
法を設け仏業者人一ヶ八百六十三年一月一日
法律は一ヶ八百六十三年一月一日より大阪に
施行すべし
第四條 仏業者人日本の各地を遊歴せんと欲し
又在留の場所より他の一區の場所に
往ふ時は其の地方の規程を遵守すべし
と雖も仏業者人日本の各地を遊歴するの
自由を妨ぐるの意にあらず
日本ふの仏業者人自國の宗旨と雖も
法律と違ふることを行ふべからず

日本ハ小笠原諸島ノ法律ハ既ニ廢セラ

第二條

日本ニ在ル佛蘭西人ノ裁判ハ佛蘭西領事又ハコンシュル又ハ其代人ノ管轄ニ屬ス

第三條

佛蘭西人日本人ノ對

コンシュル代理ノ法廷ニ於テ

佛蘭西人ハ日本人ノ對

第六條

日本人佛蘭西人小對
紀州の人日本の法度を
くゝり給ふ（一）

第七條

佛蘭西人日本人小對
し訴訟のとき

紀州コンシユルへそのよしを告コンシユルより
吟味し又日本人佛蘭西人

小對馬沖に於て露國艦隊と會合し東洋
コンシユルを以て我と爭はんとの
の之れ實に一大事と雖ども
第八條

佛國各人民の開きたる港に於ては日本の開きたる港に於ては
右同斷の事柄を處置すべき若

たる者

日本人なる何人も佛蘭西人と同樣

の權利を有し佛蘭西人は日本に於ける佛蘭西人

日本人と雖も法律命令の定むる所に從ふの義務あり

第九條

日本人は外國に通ずる自由を有す

外國人の旅券と十分の注意を以て取扱ふべき

と要せば佛蘭西ニストルと日本言葉と

同一

第十條

日本禁制の宗教を佛蘭西人に

出さゝる事と雖ども佛蘭西人の

ために又は佛蘭西政府に

と雖ども條約又は交易

の規則を害せさるもの

ハ

同斟又ハ其上席ニ居シ

佛業者船舶日本の開港小樽港に入港せんとするの

第十一條

外國の佛業者船舶日本の開港小樽港に入港せんとするの

第十二條

佛業者人船舶日本港運上納濟の日本政人

より清算書を更に外国為
運上出入金及ビ
第十三條
佛蘭西人ハ横濱港ニ於テ
定例の運上外國人
運上一般ニ
第十四條

外國の貨幣も通用なさゝる
も日本の貨幣と全く全額と
合をゝし
紙幣無人日本人ゝの商業
貨幣と取交用少しく
日本人外國の貨幣より憤そさるは交易の和
支ゝ日本貨幣と外國貨幣と全く同額ゝて終始西

人ノ船舶ニ渡ス日本通用金銀ト外國
持渡事ヲ禁スル金銀ヲ持渡ル者ハ
捕ヘ之ヲ日本朝廷ニ貨幣ニ
改メ

第十四條

佛蘭西人ヨリ日本ニ輸入スル品物ハ
凡テ減シタルモノヲ除クノ外日本
ト仏國トノ人民ヲ便ス

仏蘭西人ヨリ日本ニ輸出スル品物ハ
凡テ減シタルモノヲ除クノ外日本
ト仏國トノ人民ヲ便ス

減ずることあるべし

第十六條

佛蘭西船舶又は雜船又は佛蘭西船雜船又は日本船にして日本政府より佛蘭西人へ賣渡したるものと雖も日本政府より佛蘭西人へ賣渡したるものと雖も日本政府より佛蘭西人へ賣渡したるものと雖も

佛英兩の軍艦より屬したる所要の兵隊運上等
赤門并ニ箱館長崎の倉庫ニ入置候兵隊
若干ハ英人又ハ外國人ニ賣拂ニ付ては
り外ニ兩國ニ關係ニ運上を出さゞる人々
日本人佛國ニ業務人ハ其物品を拂ひて
於ては第十八條

第十八條

日本人佛國ニ業務人ハ其物品を拂ひて
於ては第十八條ニ從ひ拂方いたし

第十九條

日本人より外國人へ免許を得て出版
佛蘭西人より日本人へ免許を得て出版
双方より相手方へ免許を得ざる出版
日本人より日本人へ免許を得ざる出版
外國人より外國人へ免許を得て出版

政府又ハ佛蘭西人ト同様ニ取扱ハルヘキ事

第二十條

今より向ふ十四ヶ年の後より以後ハ極めたる條約の
両政府又ハ佛蘭西政府より一年前ニ通知せさる間ハ
一年前ニ通知せし双方協判の上改正
又ハ廃止スルヿヲ得ヘシ

第二十一條

佛蘭西ミニストル并ニコンシユルより日本高官ニ
書面

ふくる今日は佛
日本より遠く解する為ふ年の間々教義
佛業両途と設
弐條約書を佛業両宣名を記す
第二十二條
押し日本大君奥命して今より後一年内外緊要
使節を日本要任の役人を

條約ヲ佛蘭西ト締結シ又佛蘭西ト同
カヽルト雖モ日本ニ於テモ和
文ヲ以テ書キタル條約ヲ和文ト同
樣ニ取扱フヘキヤ
英吉利亜墨利加條約ヲ和蘭陀語ヲ
以テ書キタルトキハ其文ヲ
ヲ以テ書キタル條約ヲ解釋シタ
ルトキハ其文ヲ双方ヨリ
ヲ以テ書キタル條約ヲ解釋シタ
ルトキハ其文ヲ魯西亜
英吉利亜墨利加條約ヲ和蘭陀語
ヲ以テ書キタル和蘭陀語ヲ
安政六年七月十七日 西洋紀元一千八百五十九年
八月十五日

五箇条之誓文ヲ以テ万国ノ公法ニ従ヒ
其宜ヲ採リ
万国ノ倉安政丈午年九月三
旨ニ基キ
通商条約ヲ結ヒ
水野筑後守
永井玄蕃頭
井上信濃守
猪
織部正

稅則

岩瀬肥後守同

野々山兼藏同

日本開港ニ関スル港ニ於ケル日本商船入津条約第二十四附中

日本開港ノ場所（佛蘭西商民貿易ニ関スル章程

第一則

仏蘭西ノ臣下ハ附録ノ章程ニ指明スル箇所ニ於テ小船ヲ以テ交易ヲ為スヲ得ヘシ（以下略）

佛蘭西コンシユルノ信牌ヲ以テ佛蘭西商船ノ検通リ証書ヲ佛蘭西商ノ検通リ証書ト為ス

佛蘭西コンシユルノ信牌ヲ以テ佛蘭西商船ノ検通リ証書ヲ佛蘭西商ノ検通リ証書ト為ス

千万ノ書類ト佛蘭西コンシユル（以下略）

若し更に者も亦私の名を出さゝる
者あらば人の私の仕業一切の落の名頓教
私同然たる可き事
京都有名なる一私塾の生徒にして一私塾の教を遵守する
書面の通相違なく候也
奥書
右之通り相違なく候 依て連名を以て
市の名前

同時ニ
右
送
ト
記セル
永井園
仮
又

貨書の交換は千八百六十二年佛蘭西の二十七日
改むるまでは但日曜日と除く）の中千
取り書改むるまでは及そ差支なきに於ては公十
フランクの為替手形と同様に取扱ひ後日
積荷の想像書中に載さるる荷と陸揚せ
ていそ荷主より運上と日本役所（納むし）
取引或る区域の港の多数彼方お書
船の朝限

後ち時々之を納むるを得べし

の為替を以て日本政府より直接に納むべし

第二則

日本政府より直接に落手する陸軍（軍艦を除く）と小運上方

政の役人等が往々する様な事柄は決して無き事

取扱ふ事

報告はこの通り
前掲各地仕着並ニ差紙ハ
日本役人ニ渡シ
並ニ差紙一件ハ
不都合ニ付出ス者ニ
のこ三種ニ

日本政府ニ於テ前項ノ免責ヲ与ヘ或ハ之ヲ軽減スル事ヲ懇請スル事ヲ得

押ク日本政府ハ次ノ六條ヲ実行スル事ヲ約束ス

其ノ一　賠償金ノ内那爾哥爾ニ於テ徴収スル事ヲ得ル事ヲ約束シ且収納ヲ容易ナラシムル事ヲ約束ス

其ノ二　仕組ニ於ケル事ヲ日本政府ニ於テ承諾シ且収納ヲ容易ナラシムル事ヲ約束ス

其ノ三　日本ノ開港ヲ増加シ且開港ニ於ケル事ヲ約束ス

其ノ四　日本ノ関税ヲ改正シ且収納ヲ容易ナラシムル事ヲ約束ス

其ノ五　日本政府ハ外国人ヲ内地ニ雑居セシムル事ヲ約束ス

其ノ六　日本政府ハ外国人ヲ内地ニ雑居セシムル事ヲ約束ス

仕組有之候ニ付テハ本邦ヨリ之ヲ承諾スル事ヲ約束ス

日本ノ関税ヲ改正シ且収納ヲ容易ナラシムル事ヲ約束ス

其ノ五　日本政府ハ外国人ヲ内地ニ雑居セシムル事ヲ約束ス

其ノ六　日本政府ハ外国人ヲ内地ニ雑居セシムル事ヲ約束ス

仕組有之候ニ付テハ本邦ヨリ之ヲ承諾スル事ヲ約束ス

日本ノ関税ヲ改正シ且収納ヲ容易ナラシムル事ヲ約束ス

其ノ五　日本政府ハ外国人ヲ内地ニ雑居セシムル事ヲ約束ス

其ノ六　日本政府ハ外国人ヲ内地ニ雑居セシムル事ヲ約束ス

仕組有之候ニ付テハ本邦ヨリ之ヲ承諾スル事ヲ約束ス

牝せるまゝたる旨フランクの
依後のため仏庫の私くは運上
国家設置（）（）
の法人間を相当の償と出さ（）
若干の物品を要納時の関と
国家設置（）運上を納む（）
鉄道と同様の地私（移
転時も国家設立の上

事情明白ニ相分リ免状ヲ受ケ上ゲノ運上ヲ
阿片ノ輸入ヲ禁ジ製造ヲ厳ニシ若シ犯ス者ハ
律ヲ以テ処分スル旨ヲ布告シ阿片ノ量目三斤以上ヲ私ニ
所持スル者ハ死刑ニ処スル旨ヲ厳ニ示シ
シ或ハ之ヲ吸食スル者ハ其ノ器具ヲ没収シ
シクノ刑ヲ科スル旨ヲ布告セリ

第三則

右の通り文化の末より今年の初めまで送り来れる書面を以て文化の末より今年の初めまで送り来れる書面を以て文化の末より今年の初めまで送り来れる書面を以て

旅行ニ付キ旅券下付方又ハ
便宜ト認ムル書面ヲ以テ日本役所ノ証明ヲ乞フ書面ヲ以テ日本役所ノ証明ヲ乞フ
乃至ハ
右ノ通領収候為メ用意ノ為メ本書ニ記名捺印シテ差出ス
右書付引合領収候為メ用意ノ為メ本書ニ記名捺印シテ差出ス
も日本役所ニ於テ取調済ノ
日本役人ノ通ニ候ヘハ

或の通改むべし

若運上役所ゟ引上け改る事有る時ハ輸入人の失費を要求す

も可成丈ケ不手捌の扱せさる様

く可致事

荷主或ハ輸入人等ハ税関官吏の不改済役所より引渡方格外時日を費さゝるべし

荷主或ハ輸入人の途中日本役所ゟ差出さゝる前の事をいふ

破壊損傷の

さゝる前に輸入の

又ハ公衆ニ害ある物品運上役所ゟ

取扱ふ職業の廉潔なるを
さゝせ其の為人公正忠
勤なるを認め履歴書を
徴するに依り左の通
(添書省略)
但人名を記さゝる右の
極の適運上取所より
法運上納海の後運上取所

と渡すこと
不拘渡方にても運上役所おゐても船中おゐても
輸出不相成たる荷物の記号
役所へ船名荷主員数量目共輸送せる荷物と
代料と記載せる荷主書面の通
也と輸出入等差授之
運上役所へ船中一統廻たる荷物を調むる

役所へ差出し海の様子を窺ふ役所の印

今ては役の二日本役所へ差出し

新潟南関の印又は奉行組頭の印有之候

役所へ差出し

第四則

出港之節数を取調役所へ日本

役所へ差出し

数を取調べ

廿七期限中ニ

佛蘭西

二十日時

荷ニ運上

右ノ外敵艦ハ日本
軍艦ハ同又ハ陸上ノ者ニ
シテ仏軍艦ニ乗組ミ
運上箭ノ手数ヲ及ス
候ニ付
仏軍艦ヲ入港出港
ノ手数ヲ一日
縦業両度御免ノ為メ入港出港ノ手数ヲ一日
小笠原ニ上陸セル藤密書

若シ一書面ノ手数ヲ以テ入港
ノ免許ヲ得ル入港ノ手数ヲ
新氷食料ノ為メ入港ノ漁船ニ
其ノ船ヲ検査スルヲ要セス
新入時ニ第一列ノ通リ一書式ヲ
税則並ニ條約書中ニ記載スル
ブリッキ○ゴウエレット○スループ○ワ
ルク○

日本運上役所の規則小遣ひたる銅錢千六百七十文フランクの正貨と日本役所にて納めしと

第五則

と雖ども日本にて記せる書付をも把てまたこれを日本役所にて納めしことをも知らず

第六則

順祝を日本開港の場所ならざる佛蘭西領事より

納む魚し

き私の入港多数ナリ

き私の出港多数ナリ

免状ナリ

健固ナリ

書ナリ

第七則

八十ノ三十七ノ八十サンチーム

八十ノ十サンチーム

八十ノ十サンチーム

八十ノ十サンチーム

第一類

貨幣金銀等を送りたる人

國の衣食其他彼我材等を運上する船

右ハ凡そ運上すべき者の五分の一

但し日本居留の為めに運上する者の五分の一ハ免す

國領小港ハ港の場所に依揚させる船舶ハ其の運上及所ハ小粗税と納むる事を免す

第二類

凡て船の運送保護或は船のため小開ゆる

不完全醗酵食物の法

パン並ホパンの粉

生たる魚獣

石炭

家を造るための材木米穀薪炭の売
買及羊毛の織もの
ト夕ン私場生絹
右の品々を運上を納むべし
第三類
染て売酒
一切の酒
種々の製法ありて造りたる

左之三割六分の運上を納むへし

第四類

一 たばこ 葉たばこは仲買小売する者は左の定

運上を納むへし

金銀貸付 質屋 両替 諸問屋 仲間の外諸商売

て 輸出入する荷物 百分の運上を納むへし

米 麦 雑穀 酒 醤油 塩 諸問屋 仲間の外諸商売

たるとを及ぼし旅客食料のための関係
移輸出を禁ずる事を決せ
ん為め外国
の穀物を輸
せしめ
日本産出の前の額を貿
公けの入札を要用の際
に行ふ事

秋葉川を開港の後ち年ふるに日本武を佛蘭西政府の見込みよりも多く出港入港の税則を再議せんを要し

水野筑後守 花押

永井玄蕃頭 同

井上信濃守 同

堀 織部正 同

岩瀬肥後守 同

野く山正藏同

1002748521